

# 朝鮮民主主義人民共和国憲法史についての一素描

尹 龍 澤

## 1. はじめに

北東アジアにあって、半万年（5,000年）の歴史を誇る韓国・朝鮮ではあるが、日本による植民地支配及びそれに続くアメリカと旧ソ連による南北の分割占領に起因した南北分断は、今日に至るも継続したままである。かつて分断されていたベトナムもドイツも、すでに統一され、事情を異にする中国を除けば、今や分断されている国は韓国・朝鮮のみになってしまった。

一時、韓国と朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮という）の「板門店」の壁の崩壊は東西ドイツの「ベルリンの壁」よりも早いであろうということが当然の摂理のごとく主張されたことがある。その理由としては、東西の統一は周辺の前ソ連やフランスなどが反対しているのに反して、南北の統一については当時者である韓国・北朝鮮だけの問題であることが挙げられていた。それは韓国・朝鮮の人々の統一への絶望的とも思える現状を救ってくれる、ほのかな期待と安堵と自負心の拠所でもあった。しかし、結果は、もっとも困難と思われていたドイツの統一の方が早かった。海の彼方にいる一在日韓国・朝鮮人として誠にじくじたる思いを禁じ得ない。確かに、東西ドイツの場合には、直接的には、隣国であり、かつ最も影響力を有していた旧ソ連における民主化という外的な要因が大きく作用したことは間違いないが、しかし、その外的要因

を積極的に活用できた背景には、東西冷戦のさなかにあっても着実に相互理解を深めていったドイツ自らの努力があったことを忘れてはならないであろう。

このように見るとき、残念ながら南北の間には未だ相互理解のための努力は不十分であるといわざるを得ない。本稿は、若干なりとも南北の相互理解を深めるための一つの資料として、北朝鮮憲法の歴史を概観しようとするものである。

しかしながら、北朝鮮の資料は著しく入手が困難である。例えば、日本の代表的な北朝鮮研究者たちによって構成された訪朝社会学者代表团（国際法の安井郁教授を団長とし、朝鮮史の旗田巍教授を副団長とした総勢6名）の一員として1972年に訪朝した木田純一教授は、訪朝に際しての個人的希望の一つとして「法学教科書（憲法、行政法、民法、家族法、刑法、訴訟法、労働法などを含む）、参考書、法典集があったら、朝鮮語のものでも持ち帰り、日本で在日朝鮮人科学者協会の友人と研究したい」旨を申し出ていたが、「法典集については、存在はするが、細則などがついているので外国人には現在ではお渡しできないとのことであった<sup>1)</sup>」という。また金日成総合大学を見学した際にも、「(法学関係の)教科書は、大学出版で解決しているということであったが、その現物をみせて貰う約束になっていたが実現しなかった<sup>2)</sup>」という。更に、朝鮮対外文化連絡協会の招請により1973年9月下旬から一月間滞在し、今日に至るまで最も詳細な北朝鮮憲法の解説書<sup>3)</sup>を執筆された福島正夫教授も「共和国訪問にあたっては、私は、法令資料の入手を希望していたが、これは直ちに実現できないようであった。何よりも私自身、朝鮮語を会得していない。しかし、新憲法について、滞在中、法学研究所の研究員の方から講義があったので、貴重な参考となったことを特記しておく<sup>4)</sup>」と述べている。

このような状況であるので、私ごときが直接かつ十分に、北朝鮮の法令や書物を入手することは殆ど不可能に近いが、幸いにも、近時、韓国において北朝鮮の法律に関する本格的な研究書が相次いで発刊されている。確かに、比較法の研究に際しては、対象となる国の原典をもとに研究するのが大原則であることは今更言うまでもない。また、分断国にあつては、一方が他方を意図的に悪宣伝することも容易に推測される。事実、韓国においても、北朝鮮に関して悪意に満ちた書物を目にするのは決して希ではない。しかし、国際的には旧ソ連の崩壊や急激な東欧の民主化、南北の関係においては南北高位級（首相）会談の開催や体育関係及び芸術家の相互往来、そして国内的には韓国経済の発展とあいまった韓国の民主化の発展及び北方政策による共産圏との国交樹立は、韓国においても、これまでのようにステレオタイプの「北朝鮮＝共産主義＝悪」という図式の成立を不可能にしてきているのもまた事実である。法制処（日本の法制局に相当する）が1992年に出版した『北韓法制概要』で崔相曄処長は、「国際情勢の変化と統一与件の改善によって、今や統一は遙かな夢物語ではなく、生々しい現実として我々の前に近づいています。ドイツのように想像よりも遙かに早く我々の統一が現実になる可能性も決して排除することはできません。したがって、今こそ統一のための我々の新たな覚悟と努力、そして着実な準備が切実に要請されるといえましょう。ドイツの統一後遺症に見ることができるように、東西ドイツは長い間、統一のために多くの着実な準備をしてきたにも拘らず、いざ統一された後は途方もない問題点が生じてきていることを見ると、我々はより一層、周到かつ綿密な準備を怠ってはならないことを痛感せざるを得ません。このためには何よりも北朝鮮の実相についての正確な理解と研究が先行しなければならないでしょう。……この本を書きながら特に念頭にあった点は、北朝鮮法制の実相を可能な限り事実に基づいて整理す

ということでありました。このような趣旨から北朝鮮法制に対する批判と評価は北朝鮮法制の実相を知るのに助けになる場合を除いてはできるだけ自制するようにしました<sup>5)</sup>と述べているが、これは、北朝鮮の法制の実相を誰よりも真剣に知りたがっているのは、ほかならぬ一方の「当事者」である韓国であることを物語るものでもある。この意味において本稿でも、北朝鮮側の資料と併せて韓国側の資料<sup>6)</sup>をも参照して執筆した次第である。しかしながら、基本的には、北朝鮮の法制度を知るためには、北朝鮮で発行された資料に基づくべきことは当然のことであり、北朝鮮の信頼できる資料が入手できた暁には、本格的な研究を手掛けたいと思っている。

本稿は、このような資料的限界を意識しつつも、現に38度線以北を統治している北朝鮮の憲法を全く知らないでは韓国憲法の理解の妨げにもなるであろうことに鑑みて、比較的批判や評価が入ることの少ないと思われる憲法の制定及び改正の歴史に焦点を絞って、北朝鮮の憲法史を概観したものである。したがって、いわば筆者個人のこれからの北朝鮮憲法の研究のための覚書のごときものであり、本稿を「一素描」と題した所以でもある。

#### 注

- 1) 木田純一「発展する朝鮮の社会主義」安井郁・高橋勇治編『チュチェの国・朝鮮を訪ねて』（読売新聞社、1974年）所収、102頁。
- 2) 前掲論文、117頁。
- 3) 福島正夫『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』（日本評論社、1974年）は、今日に至るまで、日本で出版された最も詳細な北朝鮮憲法の解説書である。
- 4) 福島正夫「社会・政治・法律の仕組み」安井郁・高橋勇治編『チュチェの国・朝鮮を訪ねて』（読売新聞社、1974年）所収、92頁。
- 5) 法制処編著『北韓法制概要』（서울, 韓国法制研究院, 1992年）(1)～(2)頁。

6) 韓国及びアメリカの図書館に所蔵されている北朝鮮の法学文献を丹念に調査したものとしては、崔鐘庫「北韓의 法학과 法思想」慶南大学校極東問題研究所編『北韓의 法과 法理論』(서울, 慶南大学校出版部, 1988年)所収, がある。

## 2. 48年憲法の制定過程<sup>1)</sup>

北朝鮮においては、1936年5月、反日民族統一戦争の大衆的革命組織として、現在の金日成国家主席を会長とする祖国光復会が創立され、そこで発表された10大綱領(1936年5月5日)が北朝鮮憲法の始源であるといわれる<sup>2)</sup>。しかし、少なくとも、我々が「北朝鮮」として意識するのは、1945年8月15日の解放以後のことである。日本による植民地支配からの解放を迎えるや、北朝鮮では行政区域単位に各地方で人民委員会が結成されたが、1945年8月24日の「咸鏡南道人民委員会」の結成を初めとして、5つの道(日本の県に相当する行政区画)で道単位の人民委員会が結成された。しかし、このように分散された状況では不便であったので、同年11月19日に10個の部・局を置いた臨時中央行政機関として「北朝鮮行政局」が設けられた。

このような状況の中で、同年12月にモスクワで開かれた米・英・ソ三国外相会議は、朝鮮半島に信託統治を実施することを決定したが、北朝鮮の各政党、社会団体はソ連の指示に従って、外相会議の決定を支持する共同声明を出した。しかし、北朝鮮行政局の責任者であった曹晩植委員長をはじめ、多くの民族陣営指導者が、この決定に反対して、北朝鮮行政局から去って行った。ここに、1946年2月8日、共産主義を指向する朝鮮労働党<sup>3)</sup>をはじめとする各政党、社会団体と各道・市・郡の人民委員会の代表が集まって、「北朝鮮臨時人民委員会」(委員長: 金日成, 副委員長: 金科奉)を結成した。この北朝鮮臨時人民委員会は23名の委員で構成され、その機能は「北朝鮮の中央行政機関として、北朝鮮の人民、

社会团体，国家機関が実行しなければならない臨時法令を制定，公布する権限を有する」（「北朝鮮臨時人民委員会の構成に関する規定」3条）と規定していたとおり，金日成委員長が自ら起草したとされる「20ヵ条の政綱」<sup>4)</sup>（1946年3月23日）をはじめ，多くの法令を制定した<sup>5)</sup>。

しかし，北朝鮮臨時人民委員会は，その名称が示すようにあくまでも臨時の政権機関であったので，恒久的な政権を樹立するために，1946年11月3日に道・市・郡人民委員会委員の選挙が実施された。これは北朝鮮で最初の普通選挙であるといわれる<sup>6)</sup>。この選挙の結果に基づいて，1947年2月17日に平壤で「北朝鮮道・市・郡人民委員会大会」が開催された。この大会において北朝鮮の最高立法機関として「北朝鮮人民会議」の設立をみることになった。また，この北朝鮮人民会議は，1947年2月21日に平壤で第1回会議を開いて，北朝鮮の最高執行機関として「北朝鮮人民委員会」（委員長：金日成）を成立させた。

1947年11月18日，北朝鮮人民会議第3回会議において，朝鮮臨時憲法草案を制定することが決定した。そこで，金日成を委員長とする31人の委員で「朝鮮臨時憲法制定委員会」を構成して，次期会議に憲法草案を提出することを決議した。1948年2月7日の北朝鮮人民会議第4回会議に憲法草案が提出されたが，北朝鮮人民会議第4回会議はこの憲法草案を審議する前に全人民の討議に付することを決定して，1948年2月13日から4月25日まで全人民的討議を実施した。この過程で，憲法草案を支持する5万8千通の手紙と220件の修正，補充意見が受理されたといわれている<sup>7)</sup>。このような全人民的討議によって修正補充された憲法草案は，1948年4月28日に招集された北朝鮮人民会議特別会議で審議された。同会議は，翌日の29日，憲法草案に対する全人民の討議結果を総括して，今後樹立すべき朝鮮最高立法機関で承認を受けることを前提に，臨時憲法草案を原案どおり可決した。

1948年7月10日に北朝鮮人民会議第5回会議が開かれ、全朝鮮が統一されるときまで北朝鮮人民会議特別会議で賛同した憲法草案は、北朝鮮内の地域で施行することと、この憲法に基づいて全朝鮮の最高立法機関を選挙することを決定した。そこで1948年8月25日、総選挙を実施して最高人民会議代議員572名を選出した。<sup>8)</sup>

かくて1948年9月2日から最高人民会議第1期第1回会議が平壤で開催された。この会議では、憲法制定委員会を組織して、同委員会は既に北朝鮮で実施されている憲法を朝鮮民主主義人民共和国憲法草案とすることを決定して、最高人民会議の審議に提出した。そして、1948年9月8日、満場一致で朝鮮民主主義人民共和国憲法（以下、この憲法を48年憲法と称することにする）を採択して、同日から施行するようになった。この憲法の規定によって、金日成委員長を首相とする内閣と最高人民会議常任委員会を選出し、翌日の9月9日に「朝鮮民主主義人民共和国」の樹立を正式に宣布した。<sup>9)</sup>

ところで、韓国が憲法の制定に公式に着手したのは、1948年5月31日に国会が構成されたときからであるのに対して、北朝鮮ではそれより<sup>10)</sup>半年も早く憲法の制定に着手した理由は何であろうか。金日成委員長は「北朝鮮では、朝鮮民主主義共和国憲法の基本精神がすでに実生活で具現されています。……したがって、一日も早く朝鮮民主主義人民共和国憲法を実施し、南北朝鮮の人民を代表する全朝鮮最高主権機関をうちたてなければなりません」と述べている。<sup>11)</sup>確かに、北朝鮮憲法は、その内容において、既に1946年2月に樹立された北朝鮮臨時人民委員会で制定した土地改革、労働保護、男女平等、重要産業の国有化などに関する法令の内容を確認するものであったし、また政権の形態も臨時人民委員会の人民民主独裁を発展させたプロレタリアート独裁を規定するものであった。しかし、また別の見方も存在する。すなわち、北朝鮮が憲法の

制定を急いだ主要な動機は「第一に、既に実施した経済的、政治的及び社会的改革と統制を法的に強固にしようとする事、第二に朝鮮半島において逸早く憲法草案を発表することで生ずる宣伝的利点、第三に国連臨時委員団の活動を妨害して、北朝鮮で選挙を実施しようとする同委員団の努力を挫折させる事、第四に主にソ連とソ連の衛星国家から北朝鮮が合法的な政府及び国際的な政府であるという国際的な外交承認を獲得するためのものに大別して見ることができる<sup>12)</sup>」というのである。

この憲法は、10章、104条で構成されているが、1936年のソ連憲法（スターリン憲法）の大きな影響を見ることができる。例えば、統治構造においては、最高主権機関として最高人民会議とその常任委員会を設けたこと（3章1、2節）、内閣構成員として、首相、副首相のほか各相（国防相以下）を列記したこと（58条）、これらが最高人民会議に対して宣誓すること（61条）などが、その例であり、また公民の権利と義務に関しても、単一民族であるとされる北朝鮮にあって「①朝鮮民主主義人民共和国の公民権をもつ少数民族は、朝鮮公民と同等の権利を有する。②これらの少数民族は自己の母国語を使用する自由を有し、自己の民族文化を發展させることができる」（31条）と規定したときは（この規定は72年憲法の制定において削除された）、ソ連憲法の影響がいかに大きかったかを端的に示すものと思われる<sup>14)</sup>。ただし、北朝鮮憲法では朝鮮労働党の地位を明文化した規定をおこななかったが、これはソ連憲法と大きく異なる点である。

事実、北朝鮮憲法公布4周年記念式典で、当時の法務相リー・ヨングは、公然と、「1948年9月8日の最高人民会議第1回大会で採択された共和国憲法は、世界で最も普遍的かつ民主的な憲法である。何故ならば、共和国の憲法は、それを草案するのにおいて全国的な討論を実施したし、



スターリン憲法の最も民主的な特性をすべて継承したためである。……また、共和国憲法は我々がソ連の助力によって達成した民主的業績に、その基礎を置いているものでもある<sup>15)</sup>」と述べているのである。

ともあれ、この憲法の性格は人民民主主義段階の憲法であり、所有制では国家的、協同団体的所有のほか個人所有、個人経営が認められ、国家機関の体系では最高主権機関が最高人民会議と規定され、その休会中においてはその常任委員会を最高主権機関と規定した。また内閣は国家主権の最高執行機関とされ、内閣首相の地位はこの憲法が施行されるや現在の金日成主席が占めたのである。

#### 注

- 1) 48年憲法の制定経過については、福島正夫、前掲書、20頁以下、及び、法制処、前掲書、65頁以下を主に参照した。
- 2) 祖国光復会10大綱領の全文は、福島正夫、前掲書、223頁に収録されている。福島教授はこの10大綱領を「共和国（北朝鮮）憲法の始源といえよう」と述べ、更に「（それは）マルクス・レーニン主義を当時の朝鮮の現実に創造的に適用したもので、朝鮮革命の性格を反帝反封建の民主主義革命と規定する人民政府の路線である。したがって、それは綱領でありながら、朝鮮人民が将来うちたてるべき国家基本法の萌芽でもあった。のちの20ヵ条政綱、さらに共和国憲法につながる革命の法統は、その源をここにみい出すのである」（福島正夫、前掲書、23頁）と評価している。
- 3) 「朝鮮労働党の創立は1945年10月10日とされ、この日が党創立記念日となっている。しかし、この日創立されたのは朝鮮共産党北朝鮮組織委員会で、1946年8月それが朝鮮新民党と統合して北朝鮮労働党が結成されたのである」（福島正夫、前掲書、29頁）。
- 4) 「20ヵ条の政綱」の訳文は、福島正夫、前掲書、223～224頁に収録されている。また、この「20ヵ条の政綱」を福島教授は「この政綱は、民族独立達成の時期に、前項の祖国光復10大政綱を具体化し発展させたものであって、政権構成の原則、公民の基本的な自由と権利、経済、財政、労

働、教育文化、保健等の広範な領域にわたり、法律の形はとらないけれども、将来の憲法の中核としての性格をもつ」(福島正夫、前掲書、26頁)と評価する(下線部は、原文のまま)。これに対して、姜求真教授は「この『20ヵ条の政綱』を注意深く研究してみれば、これは1936年のソ連憲法で採択された政治的、経済的諸制度を簡略にした文句で要約したものに過ぎないという結論に必然的に到達するようになる」という(姜求真『北韓法の研究』(서울, 博英社, 1975年) 16~17頁)。

- 5) この時期に制定された代表的な法令(法律)としては、北朝鮮土地改革に関する法令(1946年3月5日)、北朝鮮労働者及び事務員に対する労働法令(同年6月24日)、北朝鮮の男女平等権に対する法令(同年7月30日)、北朝鮮臨時人民委員会の産業、交通運輸、通信、銀行等の国有化に関する法令(同年8月10日)がある(これらの法令の訳文は、福島正夫、前掲書の巻末に収録されている)。これらは一面においては農民や労働者の支持を得ることで「早期に社会主義体制を樹立しようとの計画から始められた」(法制処、前掲書、66頁)ものであることも容易に想像できるが、その内容が進歩的であることは否定できない。
- 6) 福島教授によれば、この選挙は「99.6%の高い得票率をもって道・市・郡人民委員会委員の選挙として、実施された」(前掲書、28頁)という。
- 7) 金日成は、この全人民討議について「わが祖国に作り出されたこのような緊迫した情勢にてらして、わが党は北朝鮮の民主的な諸政党、大衆団体とともに、朝鮮人民の進むべき道をもう一度明らかにするため、人民の要求と完全に一致する臨時憲法草案を作成し、全人民の討議にかけました。いま、われわれは南北朝鮮人民全体の熱烈な支持のもとに、憲法草案の討議を行なっています。われわれが発表した憲法草案は、北朝鮮人民が政権を自分の手ににぎり、解放後の2年間に社会の民主主義的改革を実施する過程でかちとった獲得物を法的に確認し、固着させ、全朝鮮人民に、わが祖国の進むべき道をさし示す歴史的な文献であります」(『金日成著作選集』第1巻(平壤、平壤外国文出版社、1970年) 221頁。ここでは福島正夫、前掲書、32頁から引用)と述べている。この人民討議の形式は、1936年のスターリン憲法の制定において採用され、その後、通常、社会主義国では行われたものでもある。もっとも、1972年に全面改正された際には、人

民討議は行われなかった。

- 8) 北朝鮮では、この「南北総選挙」には、北半部では全選挙人の99.7%、南半部では77.9%が参加したという（『朝鮮民主主義人民共和国の国家・社会体制』（日本評論社、1966年）27頁以下。ここでは、福島正夫、前掲書、30頁から引用）。そして、最高人民会議の代議員572名のうち212名は北半部の地域から、360名は南半部の地域から選出したと主張している（法制処、前掲書、68頁）。
- 9) 従って、北朝鮮では毎年9月9日を創建日として記念している。
- 10) 韓国憲法の制定経過については、拙稿「韓国第一共和国憲法制定前史に関する一考察——解放から制憲国会の構成に至るまでの政治的背景を中心として——」『言語文化研究』第9号（1987年）所収、を参照されたい。
- 11) 『金日成著作集』第1巻（未来社、1970年）113頁。ここでは、福島正夫、前掲書、32頁から引用。
- 12) 姜求真、前掲書、26頁。
- 13) この憲法の日本語訳としては、1957年までの改正を経たものではあるが、福島正夫、前掲書、巻末および金圭昇『朝鮮民主主義人民共和国の法と司法制度』（日本評論社、1985年）の巻末に収録されている。
- 14) ソ連憲法との類似性について、姜求真教授は「北朝鮮の種々の政府機関の機能が、ソ連のそれと類似性が多いことは勿論である。一つだけ明白な差異点は、北朝鮮の権力構造がもっと簡単であるということである。北朝鮮は単一民族によって構成され、その規模も小さいので、連邦共和国、自治区、そしてソ連に存在する他の属国の複合体制を採択する必要性がないのである。のみならず、ソ連でのように『国家評議会』も必要ない。北朝鮮憲法に規定された公民の権利と義務はソ連憲法のそれと殆ど一致している。北朝鮮憲法で一つだけ規定していない点は、ソ連憲法（126条）が共産党の地位を承認する規定を置いているのに反して、北朝鮮憲法は労働党の地位を明文化した条文を置かなかったという事実である」（姜求真、前掲書、27頁）と論断する。しかし、福島正夫教授は、ソ連憲法の影響を認めながらも、その章構成などに独自性を見いだしている（福島正夫、前掲書、35頁参照）。
- 15) 姜求真、前掲書、20～21頁から引用。

### 3. 48年憲法の改正

この48年憲法は、その後、幾度か部分的な改正が行われた<sup>1)</sup>。まず1954年10月30日の最高人民会議第1期第8回会議で、最高人民会議の任期を3年から4年に延長し、地方主権機関である「各級人民委員会」を主権機関としての「各級人民会議」とこれによって選挙される執行機関としての「人民委員会」に分離した。「これは地方国家機関体系の大きな発展を意味するとともに、中央の地方に対する指導を強力化したものと考えられる。つまり民主主義的中央集権制のいっそうの前進とみるべきである<sup>2)</sup>」といわれる。

翌1955年3月11日の最高人民会議第1期第9回会議では、最高人民会議常任委員会の構成及び内閣の構成に関する条項を簡明にした。続いて、1956年11月5日の最高人民会議第1期第12回会議では、選挙権及び被選挙権の年齢を満20歳から満18歳に引き下げた。

さらに、1962年10月12日、最高人民会議第3期第1回会議で、最高人民会議代議員の選出基準を、「人口5万人当たり1人」から「人口3万人当たり1人」に増やし、最高人民会議に対する内閣構成員の宣誓を廃止した。

ところで、48年憲法104条は、「朝鮮民主主義人民共和国憲法<sup>3)</sup>の修正は、最高人民会議においてのみ、これを行うことができる。憲法の修正に関する法令<sup>4)</sup>の草案は、最高人民会議代議員の3分の2以上の賛成によって採択する<sup>5)</sup>」（「法令」とは、日本における「法律」を意味する独自の用語である）と規定している。したがって、憲法を「法令」の一つの形式と理解し、「法令」によって憲法を改正することができるようである。もっとも、「法令の採択は、その会議（最高人民会議…筆者）に参席した代議員の多数決で行う」（40条2項）とされているので、少なくとも議決定足数の面からは憲法の最高規範性を見ることはできるが、しかし、憲法

制定において全人民的討議を華々しく伝えたことと比較するとき、対照的ではある。

また憲法の改正は最高人民会議でのみ行うことができると規定しているが(37条但書1号)、いま明らかになっている1956年11月7日に行われた憲法12条(選挙権年齢)の改正についての最高人民会議での資料を見れば、「朝鮮民主主義人民共和国主権機関における選挙権及び被選挙権を有する公民の年齢に関する1956年9月1日、朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会政令を承認して、これに関連して朝鮮民主主義人民共和国憲法第12条第1項中《満20歳》という文句を《満18歳》に変更して、次のように叙述する<sup>6)</sup>」と記載されている。このように「1948年憲法を5次にわたって改正する過程を見れば、憲法の修正を直接目的とする法令草案が最高人民会議に提案された場合はなかったようであり、大概は最高人民会議が常任委員会政令を承認する過程で憲法の修正が付随的になされたものと見られる<sup>7)</sup>。……結局、憲法に違ふ政令を既に施行して、その後に最高人民会議が開会されたときに政令に合わせて憲法を修正するという<sup>8)</sup>ことを意味する」と思われる。したがって、実体面において北朝鮮憲法が最高規範性を有するのかは、疑問である。

#### 注

- 1) ここで「幾度か」と書いたのは、北朝鮮の公式資料に基づいて執筆されたとされる福島正夫教授の前掲書と、韓国側の資料との間に食い違いが見られるからである。本章では、福島正夫教授の記述に従ったが、韓国側の資料によれば1948年憲法は5回改正されたという。参考として、以下に、韓国側が主張する改憲の経過とその主要内容の表を掲載しておく(法制処、前掲書、69～70頁から翻訳引用)。

朝鮮民主主義人民共和国憲法史についての一素描

区分	改正日	主要内容
第1次	1954. 4. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方行政区域のうち「面」を廃止して、「邑」と「労働者区」を新設(38条2項8号)</li> <li>内閣の構成員を一部変更<sup>a)</sup></li> </ul>
第2次	1954. 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高人民会議代議員の任期を「3年」から「4年」に延長(36条)</li> <li>地方主権機関である「各級人民委員会」を「各級人民会議」と「人民委員会」に分離(5章)<sup>b)</sup></li> </ul>
第3次	1955. 3. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>「里人民委員会」を「里人民会議」に改正(3条)</li> <li>最高人民会議常任委員会の構成員の定数を「副委員長2名」「委員17名」から各々「副委員長若干名」「委員ら」に改正(48条)</li> <li>最高人民会議常任委員会の権限中「外国との条約の批准」を「外国との条約の批准及び廃止」に改正(49条2項8号)</li> <li>内閣が「決定」及び「指示」を公布することができるようにしていたのを、「決定」及び「命令」を公布することができるように改正(55条1項)</li> <li>地方主権機関の権限を一部変更(5章)</li> </ul>
第4次	1956. 11. 7 <sup>c)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙権及び被選挙権の年齢を「20歳」から「18歳」に引き下げた(12条1項)</li> </ul>
第5次	1962. 10. 18 <sup>d)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高人民会議代議員の選出基準を「人口5万人当たり1人」から「人口3万人当たり1人」に変更(35条)</li> <li>内閣で採択した決定は「首相」が署名・公布するようにしていたのを、「首相、副首相と関係相」が署名・公布するようにした(57条2項)</li> <li>内閣構成員を具体的に列挙していたのを、「首相、第一副首相、副首相ら、各相」と抽象的に規定(58条)</li> <li>内閣構成員の調整に伴い、首相に事故があったときの職務代理者の順序を調整(59条)</li> <li>首相・副首相・相の就任時の宣誓条項を削除(61条)</li> </ul>

※ a) このときの58条の改正内容についての明らかな資料はないが、1955年3月11日の憲法改正における58条に対する改正内容と関連して見ると、58条で列挙されていた内閣構成員の一部を変更したと思われる。

b) 特に、74条で列挙されていた地方政権機関(各級人民会議)の任務(権限)を削除したと思われる。

c) 福島正夫、前掲書は、この憲法改正の日を11日5日とする。

d) 福島正夫、前掲書は、この憲法改正の日を10日12日とする。

- 2) 福島正夫, 前掲書, 35頁。
- 3) 北朝鮮では憲法の内容を変更することを「修正」, 法令の内容を変更することを「改正」という。
- 4) 現行(1972年)北朝鮮憲法で規定している成文法の種類は, 憲法・法令・命令・政令・決定・指示の6種類がある。憲法の制定及び改正は最高人民会議の在籍代議員3分の2以上の賛成で行われる。法令もやはり最高人民会議の出席代議員の過半数で制定されるが, 最高人民会議の休会中のときは最高人民会議常設会議で法案を審議・決定して, 次回の最高人民会議の承認を受ける。行政立法に属するものとして, 朝鮮民主主義人民共和国主席の「命令」, 中央人民委員会の「政令」「決定」, 政務院の「決定」及び各級国家機関の「指示」がある。
- 5) 1948年憲法の条文引用は, 福島正夫, 前掲書巻末に収録されている日本語訳によった。
- 6) 法制処, 前掲書, 72頁。
- 7) この推察の根拠は, 「明らかな資料はないが, 憲法修正があった第1期第7回会議(1954.4), 第1期第8回会議(1954.10), 第1期第9回会議(1955.3), 第1期第12回会議(1956.11), 第3期第1回会議(1962.10)の議案中には憲法修正に関する事項はなく, 『最高人民会議常任委員会政令承認に関して』という議案が見られる。北朝鮮の最高人民会議資料集などを通じて具体的な修正内容を知ることのできる憲法12条修正(第4次修正, 1956.11.7)の場合にも, 議案は『法令改正案』であるが, その内容は政令承認に関連して, 憲法12条を修正する事項及び内閣構成法の改正, そして『国民所得税に関して』という法令の改正が含まれていることから見て, すべての憲法修正が政令承認過程でなされたものと見られる」(法制処, 前掲書, 72頁)ことにある。
- 8) 法制処, 前掲書, 71~72頁。

#### 4. 72年憲法の制定経過

北朝鮮は, 1972年12月27日に, 最高人民会議第5期第1回会議で, 全文11章149条からなる新しい憲法を制定して, 同日から施行した。

名称も、従来の「朝鮮民主主義人民共和国憲法」から「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」<sup>1)</sup>(以下、この憲法を72年憲法と称することにする)へと変えた。この憲法改正は、実質的には新憲法の制定であり、48年憲法104条の「修正(改正)」の範囲に入るのか疑問もあるが、72年憲法ではこの疑問を解消するためであろうか「憲法および法令を採択または修正する」(76条1号)と規定している。

ところで、最高人民会議で72年憲法の草案報告を行ったのは金日成首相自身であったが、<sup>2)</sup>その報告にある制定経過についての記述は次のとおりである。すなわち、

「同志のみなさん！ 朝鮮人民がその歴史上はじめて真の人民の憲法をもち、共和国の旗のもとに新しい社会、新しい生活を創造する道にふみだしたときから24年が過ぎさりました。この期間に、わが人民は朝鮮労働党の賢明な指導のもとに、社会主義革命と社会主義建設で偉大な成果をおさめました。その間、わが国には文字どおり天地開びゃくが起こり、わが人民の政治・経済・文化生活には画期的な変化が起こりました。こんにちのわが国の現実、新しい社会主義憲法を制定することによって、わが人民が社会主義革命と社会主義建設でおさめた偉大な成果を法的に固定化し、社会主義社会における政治・経済・文化分野の諸原則を法的に規定することを切実に求めています。このことから、われわれは朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法起草委員会を組織し、社会主義憲法草案を作成しました。朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法草案は、朝鮮労働党中央委員会総会で討議され、祖国統一民主主義戦線中央委員会の審議を経て最高人民会議に提出されました。このたびの最高人民会議で、朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法を制定することは、わが人民の革命闘争と建設事業で歴史的な意義をもつ大きな出来事となりましょ<sup>3)</sup>う」と。一般的にいて、社会主義国の憲法草案報告では、起草



委員会の設置、その後の審議、人民討議の内容など制定過程を詳細に説明する例が多いが、北朝鮮の72年憲法の制定に際しての報告で憲法制定の過程について触れられている箇所は、ここに記したものがすべてである。したがって、いかなる過程を経て72年憲法が制定されたのかを知るためには、他の資料に頼るほかない。<sup>4)</sup>

まず、いつ新憲法制定の決議と起草委員会の設置がなされたのであろうか。1970年11月の朝鮮労働党第5回大会で金日成首相の報告は新憲法の制定についてふれておらず、また大会の決議もそれに関するものはないので、新憲法制定の決議と起草委員会の設置は、この大会以後の時期であることは明白であるが、公表資料がなくて具体的には分からない。<sup>5)</sup>

憲法草案が公表されたのは、憲法が採択される僅か2ヵ月前の1972年10月23日から10月26日まで開かれた朝鮮労働党中央委員会第5回総会の記事である。この会議の議案第1号は「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法について」であった。総会では多くの出席者が討論に参加し、金日成朝鮮労働党総秘書が議案の憲法草案につき重要な発言を行ったという。そして、憲法草案を全面的に支持賛同し、これを最高人民会議と祖国統一民主主義戦線中央委員会の審議にかけることを満場一致で可決した。

そこで、1972年12月15日、祖国統一民主主義戦線中央委員会第7回会議で審議され、満場一致で採択された。そして最高人民会議第5期第1回予備会議が12月22日に開かれ、ここでの審議を経た後、本会議に移されたという。

ところで、この制定過程で若干の疑問点が生ずる。それは、社会主義国では一般的であり、また48年憲法の制定に際しても行われた全人民的討議が、なぜ72年憲法の制定の際には行われなかったのか。換言すれば、全人民的討議を経ることができないほど急いで新憲法を制定しな

ければならなかった理由は何なのか、ということである。金日成首相の憲法草案報告は、「社会主義憲法の制定により、共和国政府はプロレタリアート独裁の新たな武器をもつようになり、わが人民は、社会主義の完全な勝利と祖国の自主的平和統一をなしとげるためのたたかいで、確固とした法的裏づけをもつことになるでしょう。共和国北半部での社会主義憲法の実施は、社会の民主化を実現し、祖国の自主的平和統一をめざしてたたかう朝鮮人民を力強くはげますであります。社会主義憲法が実施されることにより、わが人民の政治・経済・文化生活では新たな転換がおこり、わが人民は、自己の偉業の正しさを深く確信し、社会主義・共産主義の道を力強く前進することでしょう<sup>6)</sup>」と、憲法制定の意義や使命についてはどうとう述べるが、その制定の動機については、今一つ明確ではない。

韓国の研究者たちは、当時の様々な事情を勘案して、72年憲法の制定の理由をおおよそ次のように解している<sup>7)</sup>。まず第一に、人民民主主義憲法であった48年憲法が社会主義に移行したとする北朝鮮の主張に合わなくなり、また、チュチェ（主体）思想<sup>8)</sup>という新たな理念も憲法に入れる必要があったためである。第二に、国内政治的理由としては、権力が安定するに従い、国内の権力の中心を労働党から政府に移転する必要があったためである。第三に、国際政治的理由としては、中国とソ連の対立から距離をおき、非同盟諸国のリーダーとして位置付けるためには、内閣首相よりは国家元首である主席になることが都合が良かったためである（従来は、国家元首は崔庸健・最高人民会議常任委員会委員長と解されていた<sup>9)</sup>）。第四に、この時期に南北の秘密裏の接触があっただけに、将来の南北交渉において不利にならないように、韓国の大統領・国務総理制に対抗できるように主席・政務院総理制への改憲をしたという。

韓国の研究者が制定理由として挙げたものの当否はともあれ、全人民

的討議もなく短期間で制定したことは、やはり通常の理解を越えるものといわなければならない。<sup>10)</sup>

この72年憲法の特色としては、まず第一に、その名称において「社会主義憲法」としたことであるが、これは他に例を見ないものであり、北朝鮮が社会主義国家であることを宣言することで、いわゆる人民民主主義に基づいていた48年憲法との違いを明確にしている。したがって、個人所有制を認めず、生産手段の国家及び共同体の所有を規定した。第二に、憲法草案報告で「新しく起草された社会主義憲法は、わが国における社会主義革命と社会主義建設の諸成果を正しく反映しており、社会主義における政治・経済・文化分野の諸原則ならびに公民の基本権利と義務を規定しており、また国家機関の構成とその任務と活動原則を定めています<sup>12)</sup>」と述べているように、その構成を第1章「政治」、第2章「経済」、第3章「文化」、第4章「公民の基本権利と義務」、第5章「最高人民会議」、第6章「朝鮮民主主義人民共和国主席」、第7章「中央人民委員会」、第8章「政務院」、第9章「地方人民会議、人民委員会および行政委員会」、第10章「裁判所および検察所」、第11章「国章、国旗および首都」としているが、政治・経済・文化にそれぞれ独立の章を当てている点はユニークである。第三に、綱領的な規定が多く、特に文化の章にその傾向が強い。例えば、「朝鮮民主主義人民共和国では、全人民が学び、社会主義的民族文化が全面的に開化発展する」(35条)、「国家は、あらゆる分野で古い社会の生活様式をなくし、新しい社会主義的生活様式を全面的に確立する」(38条)、「朝鮮民主主義人民共和国において公民の権利と義務は『一人はみんなのために、みんなは一人のために』という集団主義の原則にもとづく」(49条)などである。第四に、「朝鮮民主主義人民共和国は、マルクス・レーニン主義をわが国の現実に創造的に適用した朝鮮労働党のチュチェ思想をその活動の指導指

針とする」として労働党の憲法上の地位を認めた点と、いわゆる「チュチェ思想」を憲法規範化したことは、72年憲法の大きな特色の一つである。第五に、権力構造において、国家主席制を新設して、これまで最高主権機関であった最高人民会議常任委員会を格下げした。

ところで、度々引用している金日成首相の「憲法草案報告」では、権力機構の変動について、人民委員会と行政機関を分離させたことと、民主主義中央集権制の原則をすべての国家機関の組織と活動の基本原則として規定したことに言及するのみで、国家主席制の導入と中央人民委員会の新設、そして最高人民会議常任委員会を常設会議に格下げした部分に対しては何ら言及していない。これは、憲法草案報告が「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法は、もっとも革命的な憲法であります。国家機関の体系を主にして書かれた憲法とは異なり、社会主義社会の政治・経済・文化分野における諸原則を全面的に規定しているわが国の社会主義憲法は、わが党と共和国政府の政策を擁護し、社会主義革命の獲得物をしっかりと守るプロレタリアート独裁の鋭利な武器として、また、社会主義経済建設を力強くおしすすめ、思想革命と文化革命を強化し、社会主義的生活様式を確立して全社会を革命化、労働者階級化する強力な手段として服務することでしょう<sup>13)</sup>」といているように、「国家機関の体系」はさほど重要でないのかもしれないが、国家主席制の新設は客観的に見るとき統治構造における最も大きな変更であると思われるだけに、不自然さを拭い去ることはできない。けだし、72年憲法が規定する国家主席の地位と権限は強大であり、「朝鮮民主主義人民共和国主席は、国家の首班であり、朝鮮民主主義人民共和国国家主権を代表する」(89条)、北朝鮮の国家主権の最高指導機関である「中央人民委員会の首位は、朝鮮民主主義人民共和国主席である」(101条)、中央人民委員会を直接指導し、必要に応じて最高主権機関の行政的執行機関である政務院会議を

招集し指導する（91条，92条）のであり，「朝鮮民主主義人民共和国主席は，朝鮮民主主義人民共和国の全般的武力の最高司令官，国防委員会委員長となり，国家の一切の武力を指揮統率する」（93条）のである。また，その他の主席のみに属する権限として，最高人民会議法令，中央人民委員会政令，政務院決定の公布，命令の発布，特赦権の行使，外国との条約の批准または廃棄，外国の使臣の信任状・召還状の接受が憲法で規定されている（94条～97条）のである。もっとも，一応，主席の任期は4年で，最高人民会議で選挙され，最高人民会議に活動の責任を負う（90条，98条）と規定されているが，主席の地位はその創設から今に至るまで金日成主席がその地位を占めている<sup>14)</sup>。

#### 注

- 1) この「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」の日本語訳は，福島正夫，前掲書，巻末のほか，金圭昇，前掲書，巻末および資料編集委員会編『朝鮮民主主義人民共和国主要法令集（朝鮮に関する研究資料第20集）』（朝鮮大学校，1979年），若林熙・唐笠文男編著『資料朝鮮民主主義人民共和国』（『資料朝鮮民主主義人民共和国』刊行会，1990年），現代朝鮮研究会編『新版朝鮮要覧』（時事通信社，1978年），金日成主席著作翻訳委員会訳『朝鮮社会主義憲法』（白峰文庫，1979年）にも収録されている。本稿での引用は，金日成主席著作翻訳委員会訳のものによった。
- 2) この報告は，「わが国の社会主義制度をいっそう強化しよう」という題名で，行われた。福島正夫教授は「新憲法制定の必然性と必要性，社会主義憲法の本質的特性と優越性を，朝鮮の革命伝統，共和国の創建およびそれ以来の社会主義革命と社会主義建設のための闘争から説き起こして，社会主義制度をいっそう強化発展させる課題にいたり，四節に分けて説いた，歴史的文献である」（福島正夫，前掲書，2頁），「この草案報告じたいがきわめてユニークであり，歴史的な文献であることを指摘せねばならぬ。それは従来のかなる憲法報告にも類をみない特性をもつ。すなわちこの報告では朝鮮の革命伝統，すぐれた朝鮮社会主義のたくましい躍進の成果

を叙述するとともに、共和国人民大衆がこの憲法にもられた指導原理と指針にのっとり力づくよく前進してゆくことについての鼓動激励が、氣迫にみちて語られている。いままでの例では、憲法報告は基本的には憲法制定の理由、過程、内容等を説明するのに止まったともいえる。そうした型をやぶり新しい方式をうち出したものが、このたびの共和国社会主義憲法の草案報告であった。まさにそれは金日成主席の不朽の古典的労作というべきである」(同書、6頁)と評価するが、逆に、その分、憲法制定の理由や過程が著しく簡略化されているということもできる。なお、この報告の日本語訳は、福島正夫、前掲書、巻末及び金日成主席著作翻訳委員会訳、前掲書に収録されている。本稿においては、金日成主席著作翻訳委員会の訳によった。

- 3) 金日成主席著作翻訳委員会訳、前掲書、45～46頁。
- 4) 韓国においても、北朝鮮の72年憲法の詳しき制定経過は不明のようである。以下の記述については、福島正夫、前掲書を主に参照させていただいた。
- 5) 朝鮮民主主義人民共和国の教授である金圭昇教授は「金日成主席は朝鮮で社会主義工業化が実現し、社会主義の完全勝利のための闘争が当面の課題となっている時期を社会主義憲法制定のもっとも適切な時期とみなして、1791年初めに開かれた朝鮮労働党中央委員会政治委員会で憲法起草委員会を組織することを提議している」(金圭昇『南・北朝鮮の法制定史』(社会評論社、1990年)430～431頁)と、憲法起草委員会の設置の時期そのものではないが、その組織化が提議された時期について述べている。
- 6) 金日成主席著作翻訳委員会訳、前掲書、93～94頁。
- 7) 法制処、前掲書、76頁以下。姜求真、前掲書、76頁以下。
- 8) 朴完信『北韓行政論』(서울, 喜星出版社, 1988年)126頁。
- 9) 「チュチェ(主体)思想」とは、その創始者である金日成主席の言葉によれば「一口に言って、革命と建設の主人は人民大衆であり、革命と建設をおし進める力もまた人民大衆にあるという思想であります。いいかえれば、自己の運命の主人は自分自身であり、自己の運命を切りひらく力もやはり自分自身にあるという思想であります」(1972年9月17日、日本の『毎日新聞』記者に対する当時の金日成首相の回答。ここでは現代朝鮮研

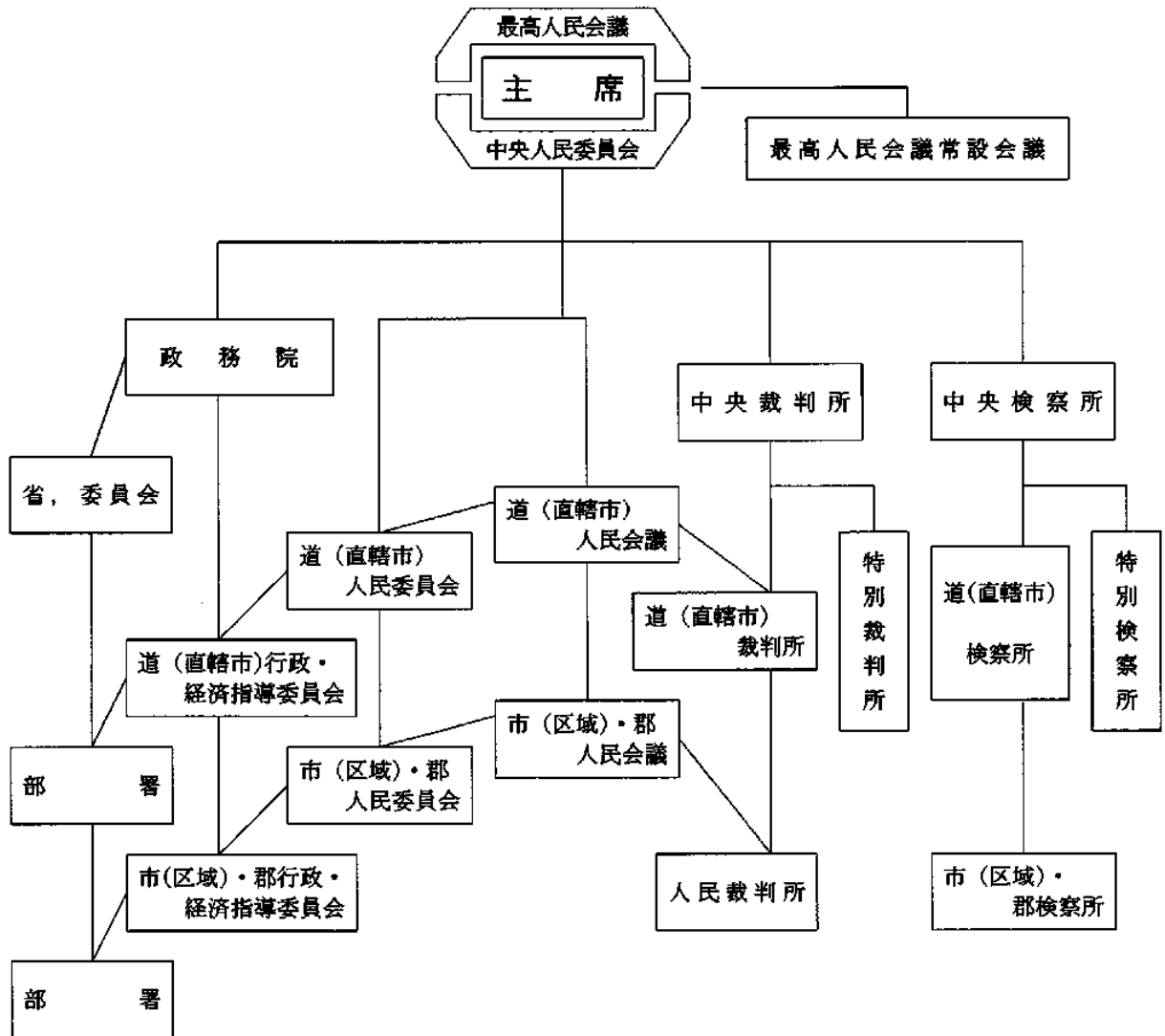
研究会編、前掲書、206頁から引用)ということであるが、その実際の意味は余り明確ではない。ブルース・カミングス教授も『『チュチュ』思想は、一見すると簡単に理解できそうに思われる。政治、経済、防衛、イデオロギーにおける自力更生と自主独立を意味するからだ。初めて登場したのは1955年、北朝鮮がソ連離れをした時だった。その後1960年代に金日成が中ソ双方からの自主独立路線を求めたときに全面的に展開された。しかし、さらに詳しく調べてみると、『チュチュ』思想の意味はそれほど分かりやすいものではない。北朝鮮の国民は『誰もが心と精神にチュチュをしっかりと持たねばならない』といったいい方をする。『チュチュをしっかりと身につけてこそ幸せになれる』とか『チュチュは単に心にしっかりと確立するだけでなく完全に実践において実現しなければならない』などともいう。そばに近づけば近づくほど、その意味は遠ざかってしまう。チュチュとは、朝鮮の民族的唯我論の不透明な核心なのだ。実際の意味をできるだけ具体的にいい表すなら、つねに朝鮮を第一に考えるということになるだろう。つまりは、ナショナリズムの一種なのである」という(ブルース・カミングス、加地永都子訳「北朝鮮はどのような国か」『臨時増刊・日朝関係——その歴史と現在——』(『世界』第567号(1992年)所収、120頁)。

- 10) 72年憲法の制定1周年を迎えた1973年12月23日の労働新聞は「偉大な金日成主席が執筆した社会主義憲法をいっそう深く体得し輝かしく具現しよう」と題した社説を掲載している。そこでは「一年前の今日、敬愛する主席はわが国の革命発展の客観的要求と社会主義国家建設の合法則性を深く洞察し、わが国の社会主義憲法を自ら作成して最高人民会議第5期第1回会議において公表されたのである」「主席の不朽の古典的労作『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』を輝かしく具現し、その生活力をさらに発揮させるため何よりも重要なことは、この天才的労作をさらに深く学習し、憲法の各条項とそこに含まれている主席の偉大な革命思想を自己の骨肉とすることである」(この社説の日本語訳は、資料編集委員会編、前掲書、73頁以下に収録されている)と書かれている。かくすれば、あるいは北朝鮮の人民にとっては、金日成主席が「自ら作成」「執筆した」憲法が短期間で制定されたことは何ら不思議でもなく、また全人民的討議がなされなかったことは当然のことであるのかもしれない。

- 11) 北朝鮮の公式資料をもとにした72年憲法の日本語解説としては福島正夫、前掲書、および金圭昇「社会主義憲法の体系的逐条解説」『朝鮮民主主義人民共和国の法と司法制度』（日本評論社、1985年）所収（この論文は、福島正夫、前掲書に収録された「逐条解説」の部分（金圭昇執筆）を誤字、表現等の若干の箇所を訂正してそのままおさめたものである）、金圭昇「社会主義憲法と国家社会生活におけるその具現——社会主義憲法公布10周年に際して——」『月刊朝鮮資料』第22巻第12号（1982年）所収、が詳細であり、また北朝鮮の文献の日本語訳としては『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法研究論文集』（平壤、社会科学出版社、1973年）に収録されたチャン・ソクマン「わが国の社会主義憲法は社会主義国家の性格と使命にかんするマルクス・レーニン主義理論を新たに発展させた古典的文献」とキム・ジョンイル「社会主義憲法に定められた公民の基本的権利と義務は勤労人民に自主的で創造的な生活を保障する最も民主主義的な権利と義務」が資料編集委員会編『朝鮮民主主義人民共和国主要法令集（朝鮮に関する研究資料第20集）』（朝鮮大学校、1979年）に収録されている。なお、1972年憲法について北朝鮮では「独創的」という形容詞をよく用いるが、韓国の研究者は中国憲法の影響を受けていることを指摘している。例えば、文化の章において「文化革命」（36条）の語を用いているのは中国の文化革命から影響を受けたと思われるし、国家機関の体系においては、北朝鮮の「主席」は中国の「主席」に、「政務院」は「国务院」に、その名称及び内容が類似し、更に従来「省」と呼ばれていたのを中国式に「部」に変えていることなどを挙げている（姜求真、前掲書、81～83頁）。また、1982年の中国憲法と72年の北朝鮮憲法を詳細に比較したものとしては、丘秉朔「中共・北韓憲法上の 権力構造」『法学論集（高麗大学校）』第20輯（1982年）所収がある。
- 12) 金日成主席著作翻訳委員会訳、前掲書、83～84頁。
- 13) 金日成主席著作翻訳委員会訳、前掲書、93頁。
- 14) 北朝鮮の権力構造については、張明奉「北韓憲法上の 権力構造」慶南大学校極東問題研究所『北韓의 法과 法理論』（서울, 慶南大学校出版部、1988年）所収、を参照されたい。1992年の憲法改正においても国家機関の関係についてはさほど大きく変わってはいないので、次に参考まで



に、改正前の72年憲法における北朝鮮の国家機関の体系図を記しておくことにする（若林熙・唐笠文男編著，前掲書，204頁から引用）。



### 5. 結びにかえて——明らかになった1992年の改正憲法の特徴——

以上、批評及び批判は極力自制しながら、北朝鮮のこれまでの憲法史を考察してきたつもりである。もっとも、憲法史のみを考察の対象とするといっても、制定及び改正された憲法自体の考察を抜きにしては不可能であり、仮にそれが可能であるとしても、それでは無内容のものになってしまうであろう。また、正直、北朝鮮の憲法は、資料の乏しさもさる

ことながら、その条文内容においても北朝鮮独特の用語が多用されており、またその実際の運用を知ろうにも、「朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）はふつう『北朝鮮』で通っているが、謎の部分の多いきわめて特異な国であり、簡単には記述できない。指導者が秘密主義で外国から注目されてもテコでも動かないため、基本的な事実も不明の部分が少ない<sup>1)</sup>」のである。このような事情のなかで、いわゆるブルジョア法学を学んだ筆者が北朝鮮憲法についてその条文を中心に考察するとすると、それはおのずと批判的なものにならざるを得ないであろう。しかしながら、それでは北朝鮮憲法の真実の姿を誤解してしまうおそれもある。そこで、本稿では、できるだけ客観的に北朝鮮における憲法の制定及び改正の歴史的経過を考察することを第一の目的として、憲法それ自体の論及については敢えて必要最小限に止めることにした。

ところで、北朝鮮は1992年4月の最高人民会議第9期第3回会議で、「1972年に社会主義憲法を採択して以降20年間に金日成主席と朝鮮労働党が新たに提示した思想と理論を反映し、憲法の一部を修正、補充した」と発表していたが、その内容についてはこれまで一切明らかにされていなかった。しかし、この原稿を書き上げる直前の1992年11月23日に、韓国の国家安全企画部は、7章107条からなる1992年の改正憲法（以下、92年憲法と称することにする）の全文を入手したとして、それを公表した<sup>2)</sup>。公表された条文が、未だ公開されていない北朝鮮の92年憲法と一字一句同じであるとまでは断言できなくとも、少なくとも大筋においては相違ないものと思われる<sup>3)</sup>。それによれば、92年憲法は72年憲法の「修正（改正）」の形式を採っているものの、実質的には新憲法の制定に近いほどの、多くの重要な改正があった。現在のところ92年憲法の制定の経過を知るための資料もないので、これまでの本稿の執筆姿勢とは異なるが、92年憲法の特徴を概観して、もって結びにかえる

こととしたい。<sup>4)</sup>

72年憲法と比較した92年憲法の特色は、まず第一に、その章構成において、11章を7章にした点である。具体的には、第3章「文化」の後に第4章「国防」を新設したこと、また、これまで独立した章だてであった「最高人民会議」、「朝鮮民主主義人民共和国主席」、「中央人民委員会」、「政務院」、「地方人民会議、人民委員会および行政委員会」、「裁判所および検察所」を、すべて第6章「国家機構」の中にまとめて、それぞれを第1節、第2節、第4節、第5節、第6節（もっとも、この節の標題は「地方人民会議および人民委員会」に改められた）、第8節として規定し、新たに第3節「朝鮮民主主義人民共和国国防委員会」と第7節「地方行政経済委員会」（その内容は、これまでの地方行政委員会と殆ど同じである）を新設したことである。この章だてで注目されるのは、新たに「国防」の章及び「朝鮮民主主義人民共和国国防委員会」の節を設けたことである。国防の章では「国家は、軍隊と人民を政治思想的に武装させる基礎の上で、全民武装化、全国要塞化、全軍幹部化、全軍現代化を基本内容とする軍事路線を貫徹する」（92年憲法60条）の新設に見られるように、国防を大幅に強化している。また「朝鮮民主主義人民共和国国防委員会」の節については、まず、その位置が憲法の国家権力機関の序列で「主席」の次におかれていることである。特に、「朝鮮民主主義人民共和国主席は、朝鮮民主主義人民共和国の全般的武力の最高司令官、国防委員会委員長となり、国家の一切の武力を指揮統率する」（72年憲法93条）という条文を削除して、「朝鮮民主主義人民共和国国防委員会の委員長は一切の武力を指揮、統率する」（92年憲法113条）と規定したことは、1991年12月に行われた金正日書記の軍最高司令官への就任を追認したものであると同時に、現在、国防委員会の第一副委員長（現在の委員長は、金日成主席である）である金正日書記の国防委員会委員長

への道を開いたことを意味すると指摘されている。これは、「朝鮮民主主義人民共和国においてチョンリマ運動は、社会主義建設の総路線である。国家は、チョンリマ運動をたえず深め発展させて、社会主義建設を最大限に促進する」(72年憲法13条1項)の規定が、「国家は、三大革命の赤い旗爭取運動をはじめとする大衆運動を力強くくりひろげ、社会主義建設を最大限に早める」(92年憲法14条)に、すなわち、金日成主席が主導した「チョンリマ運動」<sup>5)</sup>が金正日書記の主導する「三大革命の赤い旗爭取運動」<sup>6)</sup>に改められたことと相通じるものがあるようにも思える。

第二に、マルクス・レーニン主義の世界的な退潮という時代変化を反映して、「マルクス・レーニン主義」の語句を一切削除したことである。例えば、国家の指導指針については「朝鮮民主主義人民共和国は、マルクス・レーニン主義をわが国の現実に創造的に適用した朝鮮労働党のチュチェ思想をその活動の指導指針とする」(72年憲法4条)としていたのを、「朝鮮民主主義人民共和国は、人間中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための革命思想であるチュチェ思想を自己の活動の指導指針とする」(92年憲法3条)と改めたし、また対外的基本政策についてもこれまで「国家は、マルクス・レーニン主義とプロレタリア国際主義の原則にもとづいて社会主義諸国と団結し」(72年憲法16条3項)の語句が「自主性を擁護する世界の人民と団結し」に改められている。しかし、このことは、一方では北朝鮮独自のチュチェ思想がより直線的かつ強固に前面に出ることをも意味することに留意すべきであろう。

第三に、経済の章の「国家は、わが国の機関、企業所、団体と、外国の法人または個人との企業合営と合作を奨励する」(92年憲法37条)という新しい規定と、政治の章で新設された「朝鮮民主主義人民共和国は、自己の領域内にいる外国人の合法的権利と利益を保障する」(92年憲法16条)という規定、及び前述した対外的基本政策における改正点などを

併せて見るとき、外国資本の導入を積極的に推し進める決意のほどがわかるとともに、今や北朝鮮においても開放政策は避けられないものとなりつつあることを窺わせるものである。

以上指摘した三点を総合すると、「国内的には思想引き締めを強化し、対外的には経済開放をうたう“二重路線”で北朝鮮は当面、この方針で米国など西側諸国との関係改善を進めて行くものと見られる<sup>7)</sup>」との観測は、正鵠を得たものといえる。

ブルース・カミングス教授は、1992年4月に発表した論文を次のような言葉で締めくくっている。すなわち「太平洋地域は今や世界経済の中心になりつつあり、これまでゆるぎもしなかった政治的戦略境界も経済の力でずたずたに押し切られている。北朝鮮はこうした発展途上の経済圏の外側にあぶなっかしく留まっているが、主な同盟国である中国はすでにその中に入ってしまった。北朝鮮は数十年前までは有効だったが今では通用しなくなった国内政策に、頑強にしがみついているようだ。だが、とくにアメリカ（朝鮮半島の不安定さについてはどの大国よりもアメリカに責任がある）、それに日本が開けた外交を展開すれば、圧力をやわらげ、北朝鮮を新しい土台で世界に引き込む一助となれるだろう<sup>8)</sup>」と。この論文の発表後、すでに中国は韓国と国交を樹立することで、北朝鮮の同盟国の立場を放棄した。そしてまた北朝鮮も今回の憲法改正によって、この「発展途上の経済圏」の仲間入りを、恐る恐るかつ微妙に表明したといえようか。<sup>9)</sup>

#### 注

- 1) ブルース・カミングス、前掲論文、116頁。
- 2) 韓国の安全企画部が公表した北朝鮮の改正社会主義憲法の全訳が『統一日報』1992年12月8日、9日、10日、12日に4回に分けて掲載されている。本稿も、引用に際しては、この訳文によった。

朝鮮民主主義人民共和国憲法史についての一素描

3) 例えば、『毎日新聞』1993年1月27日朝刊によると、平壤の西側外交筋は、北朝鮮当局が改正憲法の全文を今週中にも公表すると説明したとし、また改正憲法の内容は韓国の国家安全企画部が独自のルートで入手して公表したものとほぼ同じであると報じている。もっとも、既に2週間が過ぎようとしている今日（2月10日）に至るも、北朝鮮は改正憲法の全文を公表していない。

4) ここで、『統一日報』1992年11月26日に掲載された「北朝鮮憲法の主な変更内容」の表を、参考までに次に記しておきたい。

◆新旧憲法の主要内容比較

新 憲 法	旧 憲 法	備 考
1992. 4. 9 改正 7章171条	1972. 12. 27改正 11章149条	
第3条（共和国の活動指針） 人間中心の世界観で人民大衆の自主性を実現するための革命思想・主体思想	第4条 マルクス・レーニン主義をわが現実に創造的に適用した朝鮮労働党の主体思想	マルクス・レーニン主義を削除。 ML主義退潮意識しわれらの式強調
第4条（主権の所在） 労働者、農民、勤労インテリと全ての勤労人民	第7条 労働者、農民、兵士、勤労インテリ	兵士削除、勤労人民追加で軍事優位薄める意図
第9条（闘争目的） 北半部で人民政権を強化し思想、技術、文化の三大革命をくり広げ社会主義の完全な勝利をなしとげ、自主、平和統一、民族大団結の原則で祖国統一実現	第5条 北半部で社会主義の完全な勝利を実現し全国的範囲で外勢を追い出し民主主義的基礎の上で祖国を平和的に統一し完全な民族的独立を達成	対南統一戦略を迂回的、間接的に表現。 民主的統一を削除
第14条（大衆運動） 三大革命赤い旗爭取運動をはじめとする大衆運動を繰り広げ社会主義建設促進	第13条 千里馬運動を深化発展させ社会主義建設促進	既存経済建設失敗を意識し金正日色強調
第88条（立法権） 最高人民会議と同常設会議	第87条 最高人民会議	立法を機動化
第107条（主席の権限） 〈最高司令官、国防委委員長就任、武力の指揮統率権削除〉	第93条 主席は共和国の全般的武力の最高司令官、国防委員会委員長となり国家の一切の武力を指揮・統率	主席以外にも最高司令官、国防委委員長になれるようにし金正日秘書の就任の違憲要素除去
第120条（中央人民委員会の権限） 〈右規定削除〉	第103条 ▽国防および国家政治保衛事業指導 ▽重要軍事幹部の任命、解任、軍事称号付与	国防委員会関連規定を新設（別掲）、金正日秘書の権限強化図る

◆新憲法の主な新設条項

第11条 (労働党の指導) 共和国は朝鮮労働党の指導のもとに全ての活動を進める	マルクス・レーニン主義削除に伴い労働党格下げ
〈対外関係規定〉 第16条 共和国は領域内にいる外国人の合法的権利と利益を保障 第17条 自主, 平和, 親善は共和国対外政策の基本理念であり活動原則 第37条 国家はわが国機関, 企業所, 団体と外国法人または個人との企業合営と合作を奨励	対外経済政策の変化図る
第68条 (信仰の自由) 信仰の自由は宗教建物を建て, 宗教儀式などを認めることで保障	基本的人権侵害の批判に備えた規定
第91条 (最高人民会議の権限) ▽主席招喚権 ▽国防委員会委員長選挙・招喚権 ▽最高人民会議常設会議書記長選挙・招喚権 ▽最高人民会議部門別委員長など選挙・招喚権 ▽条約の批准・廃棄	議会である最高人民会議の名目上の権限強化
〈国防委員会関連規定〉 第112条 委員長, 第一副委員長, 副委員長, 委員らで構成 第113条 委員長は一切の武力を指揮・統率 第114条 (権限) ▽全般的武力と国防建設事業指導 ▽重要軍事幹部の任命・解任 ▽軍事称号制定・授与 ▽戦時状態と動員令宣布	国防委員会の位相を強化することによって金正日秘書の軍部掌握を固める狙い

5) チョンリマ (千里馬) とは, 「朝鮮の伝説で一日に千里を走るという名馬をいうが, 朝鮮戦争 (1950~53) 後の朝鮮民主主義人民共和国では制度改革と社会主義建設の速さと, それを支える人民の革命的気風を象徴する語として盛んに用いられている……とくに1956年の朝鮮労働党中央委員会12月総会以後, 社会主義的競争運動としての〈千里馬運動〉が展開され, 技術神秘主義 (技術を神秘化する思想) を克服する積極性と創意性によって成果をあげた労働者, 農民等には, 〈千里馬騎手〉の称号が与えられた」 (伊藤亜人・木村益夫・梶村秀樹・武田幸男監修『朝鮮を知る事典』 (平凡社, 1986年) 301頁)。

6) 三大革命とは「社会主義, 共産主義の建設において, 朝鮮労働党が堅持している思想革命, 技術革命, 文化革命のこと。金日成の〈わが国における社会主義, 農村問題に関するテーゼ〉 (1964) で定式化された。社会主義, 共産主義を建設するには, そのための物質的, 技術的および思想・文化的基盤を構築しなければならないが, そのためには, 社会主義制度が勝

利したのちでも引きつづき思想・技術・文化革命を遂行しなければならない。そうしてこそ、社会主義、共産主義に見合った高い生産力水準を達成することができるだけでなく、人々を古い思想から解放し、彼らの文化・技術水準を高めることにより、社会の全成員を全面的に発展した新しい型の人間に育成することが可能となる。こうしたことから朝鮮民主主義人民共和国では、三大革命を、共産主義が実現されるまで堅持しなければならない継続革命の中心課題として規定し、思想革命を優先させながら、これら三つの革命を密接に結びつけ、統一的に推し進める方針をとっている。73年には〈三大革命小組〉が結成され、以後この運動の中心となるが、その過程で金正日が指導者として登場してくる」（伊藤亜人・木村益夫・梶村秀樹・武田幸男監修、前掲書、172～173頁）。そして「また、三大革命小組運動に続いて三大革命の赤旗戦取運動が推進された。1973年2月、金日成は、三大革命の赤旗戦取運動を発動することを指示していた。それから2年間の準備期間をおいた後、75年7月、金正日の剣徳鉦山での実務指導を契機に、三大革命の赤旗戦取運動が開始された。三大革命小組運動が唯一指導体系を確立する目的で党中間幹部を主な対象としていたのに比べると、この運動は1950年代後半に展開された増産競争や1960年代初めの千里馬作業班運動と多くの共通点をもっていた。……この運動が千里馬作業班運動と異なるものがあつたとすれば、それはこの運動が経済建設の速度を高めることとともに、全社会を主体思想で一色化することを目的としていたことであつたといえるだろう。言い換えれば、生産を拡大するための熱意と創造性は、金正日に対する人民大衆の忠誠の証明でもあつたのである」（小此木政夫「金日成のイデオロギーと政治指導」小此木政夫編『岐路に立つ北朝鮮』（日本国際問題研究所、1988年）25頁）。

7) 『読売新聞』1992年11月25日朝刊。

8) ブルース・カミングス、前掲論文、121頁。

9) もっとも、安全企画部側では、これまでの「朝鮮民主主義人民共和国は、北半部で社会主義の完全な勝利をおさめ、全国的範囲で外部勢力を追いだし、民主主義的基礎のうえで祖国を平和的に統一し完全な民族的独立を達成するためにたたかう」（72年憲法5条）との規定を、「朝鮮民主主義人民共和国は、北半部で人民政権を強化し、思想、技術、文化の三大革命を



力強くくりひろげ、社会主義の完全な勝利をなしとげ、自主、平和統一、民族大団結の原則において祖国統一を実現するために闘争する」(92年憲法9条)に変更して、「赤化統一」の明白な意志を示すものとされていた「全国的範囲」の語を削除したといっても、これをもって「赤化統一」を破棄したものと受け取ることはできないとしている。その理由として、1条の「朝鮮民主主義人民共和国は、全朝鮮人民の利益を代表する自主的な社会主義国家である」という条項を維持して北朝鮮政権の唯一合法性を主張していること、また「朝鮮民主主義人民共和国は、朝鮮労働党の領導のもとにすべての活動を進める」(92年憲法11条)という条項を新設したが、朝鮮労働党の規約前文には「全国的範囲で民族解放と人民民主主義革命の課題遂行」の文字をそのまま残していることは、対南赤化路線の法的根拠を用意していると分析している(『東亜日報』1992年11月24日)。

(1993年2月10日 脱稿)